

長久手市地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定め、身体障害（児）者、知的障害（児）者、精神障害（児）者、難病患者等（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施することにより、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において障がい者等の定義は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は法第54条に定める自立支援医療受給者証（精神通院）の支給認定を受けている者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児
- (5) 難病患者等とは、法第4条第1項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- (6) 医師により発達に障害があると診断された者

(事業の内容)

第3条 福祉事務所長は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業の実施につ

いて（平成18年8月1日付け障発第00801002号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 1 相談支援事業
 - ア 相談支援事業
 - イ 成年後見制度利用支援事業
- 2 コミュニケーション支援事業
 - ア 手話通訳者派遣事業
 - イ 要約筆記者派遣事業
- 3 日常生活用具給付等事業
- 4 移動支援事業
- 5 地域活動支援センター事業
- 6 その他の事業
 - ア 訪問入浴サービス事業
 - イ 日中一時支援事業
 - ウ 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業
 - エ 身体障がい者用自動車改造費助成事業
 - オ 手話奉仕員養成研修事業
 - カ 要約筆記奉仕員養成研修事業
 - キ 理解促進事業
 - ク 自発的活動支援事業

（委託）

第4条 福祉事務所長は、前条に掲げる事業の全部又は一部を社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体（以下「団体等」という。）に委託することができるものとする。

- 2 事業を委託する場合は、事業委託を受けようとする団体等（以下「事業提供者」という。）より地域生活支援事業指定申請書（様式第1-1号）を提出させ、その適否を決定し、地域生活支援事業指定決定・却下通知書（様式第1-2号）により、事業提供者に対して通知する。
- 3 福祉事務所長は、事業提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、地

域生活支援事業指定取消通知書（様式第1－3号）により、事業提供者に対して通知する。

- (1) 事業提供者の申し出があったとき。
- (2) 事業の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 事業活動を怠り、又は事業提供者としての義務に違反したとき。
- (4) 事業提供者としてふさわしくない行為があったとき。

4 事業提供者は、第一項による地域生活支援事業指定申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに地域生活支援事業指定変更届（様式第1－4号）を提出しなければならない。

（不正利得の返還）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した事業費の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 申請書、請求書等提出書類に虚偽の事項を記載した場合
 - (2) その他地域生活支援事業の取得に関し、不正な行為があった場合
- （委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。